

国民年金保険料の支払いが困難なときは

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、本人の申請により保険料の納付が免除となる「保険料免除制度」があります。

この制度は、本人とその配偶者、世帯主の前年の所得が一定の基準額以下の場合に承認され、保険料が全額免除される「全額免除」のほかに、世帯の所得に応じて保険料の一部を納付して残りが免除される「一部納付（一部免除）」があります。

保険料免除期間（一部納付期間を含む）は、年金受給に必要な期間に算入されますが、年金額を計算する時には保険料を全額納めた場合と比較して、下の表の割合で支給されます。

免除の種類

免除の種類	全額納付した年金額と比較した時の支給割合
全額免除	1/2
1/4納付（3/4免除）	5/8
半額納付（半額免除）	3/4
3/4納付（1/4免除）	7/8

なお、免除された保険料は10年以内であれば、後から納めることができます。ただし、免除を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降は一定の金額が加算されます。

申請は、役場保険医療課で受付しています。



川遊びでの注意事項

先月、各務原市川島渡町の本曾川で、川遊びをしていた小中学生3人が流され、死亡する事故がありました。7月は夏休みに入り、子どもたちだけで遊ぶことが増えていますが、今後、同じような事故を起こさないように次のことに注意しましょう。



1. 一人では川に行かない、子どもたちだけでは行かない

一人では何かあった時に助けを呼べません。また、子どもたちだけでは冷静な判断ができず、危険な目に遭う可能性があります。

2. 天候を確認し、川の状況をチェックしましょう

降り続いた雨で川が増水したり、急な雨で川が増水する可能性があります。そんな時は危険ですので、川遊びはやめましょう。

3. 遊泳禁止場所では遊ばない

遊泳禁止場所は、一見流れが穏やかであっても水温が低かったり、水深があったりと危険が存在します。

4. 自分の力を過信しない

川の流れは予測ができません。普段泳ぎに自信がある人でも、川の流れには逆らえず流される可能性があります。

子どもたちは遊びに熱中すると、周囲の状況が目に入らなくなります。できる限り、大人が目で注意を払い、未然に事故を防ぎましょう。

また、おぼれている人を見かけたら、「☎119」番へ通報しましょう。